

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

当市の税業務につきまして、日頃よりご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、地方税法第383条の規定により、償却資産を所有している方は毎年1月1日現在の償却資産の所有状況について、資産の所在する市町村等に申告していただくことになっております。

この「申告の手引き」をご覧ください、同封の償却資産申告書を必ずご提出くださいますようお願いいたします。

提出期限：令和7年1月31日（金）まで

窓口の混雑防止のため、1月中旬までの提出にご協力ください。

■ 申告書提出時の留意事項

- ・申告書の控えが必要な方は、提出用と控え用の2枚を提出してください。
- ・郵送で申告書の控えが必要な場合は、切手を貼った返信用封筒をご同封ください。
- ・この手引きの最後に、郵送する際の宛先ラベルを印字しています。切り取ってお使いください。
- ・申告する資産がない場合でも、申告書右下の<18.備考>の「2.該当資産なし」に○をつけて提出してください。その後、資産が生じた際は必ず申告してください。

■ 提出・お問い合わせ先

提出先	所在地	連絡先
能代市総務部税務課 固定資産税係	秋田県能代市上町1番3号 (※1)	電話 0185-89-2127 FAX 0185-89-1764
二ツ井地域局 総務企画課(※2)	能代市二ツ井町字上台1番地1	メール zeimu@city.noshiro.lg.jp

受付日時：8時30分から17時15分（土日祝、12/29～1/3を除く。）

※1 窓口、電子申告のほか、郵送での提出が可能です。この冊子の最後のページに宛先を印字していますので、切り取ってご利用ください。

※2 二ツ井地域局総務企画課窓口でも提出を受け付けていますが、申告相談はできません。ご了承ください。

能代市

■ e L T A X 地方税ポータルサイトのご案内

ご自宅やオフィスからインターネットを通じて申告ができます。また、資産が複数の地方公共団体に所在している場合、一括でまとめて申告ができます。くわしくは下記のホームページをご覧ください。ヘルプデスクまでお問い合わせください。

HP : <https://www.eltax.lta.go.jp>

電話 : 0570-081459

※上記の電話番号でつながらない場合 : 03-5521-0019

受付時間 : 9時～17時 (土日祝、12/29～1/3を除く。)



©能代市

目次

1 償却資産とは	3
2 申告から納税までの流れ	5
3 申告について	5
4 評価及び課税	10
5 非課税及び課税標準の特例	10
6 課税台帳の閲覧及び審査の申出	11
7 実地調査のお願い	11
8 償却資産申告書の記入方法	12
9 種類別明細書の記入方法	14
【参考】耐用年数	17
提出前チェックリスト・提出先宛名ラベル	18

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む）をいいます。

会社や個人で事業を行っている方が、その事業のために用いている構築物・機械・器具・備品等が対象となります。

(1) 償却資産の種類と具体例

種類	種類の名称	主な償却資産の例示
第1種	構築物	舗装路面（駐車場舗装）、門扉、塀、看板、自転車置場、緑化施設、庭園、屋外給排水管、外灯、広告塔、煙突等
	建物附属設備	受変電設備、可動間仕切り、中央監視制御装置、予備電源装置、日よけ設備、LAN配線、賃借人による内装等の造作等
第2種	機械及び装置	顧客のための厨房・洗濯設備、各種製造設備、印刷設備、建設機械、太陽光パネル等
第3種	船舶	一般船舶、漁船、釣船、ボート、遊覧船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車、構内運搬具、貨車等
第6種	工具・器具及び備品	インターホン設備、防犯カメラ、陳列ケース、理美容機器、パソコン、複写機、印刷機、ルームエアコン、自動販売機、レジスター、机、椅子、その他の什器備品等

(2) 業種別の主な償却資産の例

各業種の共通のもの	駐車場設備・受変電設備・舗装路面・外溝・外灯・ネオンサイン・広告塔・看板・簡易間仕切・事務机・椅子・応接セット・ロッカー・エアコン・パソコン・コピー機・タイムレコーダー・テレビ・金庫・レジスター等
小売店	商品陳列ケース・陳列棚・陳列台・自動販売機・冷蔵庫・冷凍庫・日よけ等
喫茶店・飲食店	接客用家具・厨房設備・カラオケ機器・放送設備・冷蔵庫・製麺機等
理容業・美容業	理(美)容椅子・洗面設備・消毒殺菌用機器・タオル蒸器・サインポール等
クリーニング業	洗濯機・脱水機・乾燥機・プレス機・ビニール包装設備等
医院・歯科医院	各医療機器（X線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CT装置、消毒殺菌用機器、歯科
薬局業	診療用ユニット、光学検査機器など）・薬品戸棚・冷蔵庫等
建設業	ポータブル発電機・ブルドーザー・パワーショベル・コンクリートカッター・ポンプ・ミキサ ー各種工具等
自動車整備業	旋盤・溶接機・充電器・コンデンサー・検査工具・事務機器等
製造業	各種製造設備・旋盤・ボール盤・梱包機等
農業	歩行型耕うん機・ビニールハウス・管理機・果樹棚・精米機・乾燥機・播種機、選別機・籾摺り機・計量機・畦塗機・草刈機等

(3) 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の家屋と一体となって家屋の効用を高める設備が取り付けられていますが、固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価しています。

① 附帯設備(建築設備)の家屋と償却資産の区分

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例によらない場合があります。

設備等の分類	分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却	家屋	償却	
建築工事	内装、造作等	床、壁、天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○	
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源装置		○		○	
	中央監視設備	設備一式		○		○	
	電灯設備	屋外設備一式 屋内設備一式			○		○
			○			○	
	電力引込設備	引込工事一式		○		○	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備			○		○
			○			○	
	電話配線設備	電話機、交換機等の機器 配管・配線、端子盤等			○		○
						○	
	LAN設備	設備一式		○		○	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器 配管・配線等			○		○
			○			○	
	インターホン設備	集合玄関機、親機、子機等		○		○	
	監視カメラ配線設備	受像機(テレビ)、カメラ 配管・配線等			○		○
○					○		
避雷設備	設備一式	○			○		
火災報知設備	設備一式	○			○		
呼出表示設備	設備一式	○			○		
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産用又は業務用設備		○		○	
		上記以外の設備	○			○	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器、湯沸器)		○		○	
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)	○			○	
		中央式給湯設備					
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○	
上記以外の屋内の配管等		○			○		
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			○		
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等	○			○		
空調設備	空調設備	壁掛け型ルームエアコン		○		○	
		上記以外の設備	○			○	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○		○	
上記以外の設備		○			○		
その他	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○		○	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			○	
	その他	自動ドア、エアーカーテン、シャッター、手摺り 宅配ボックス、AED、石油タンク	○			○	

② 判断の要件

家屋とするもの：家屋の所有者が取り付け、家屋と構造が一体となっており、その家屋の効果を高めるもの。

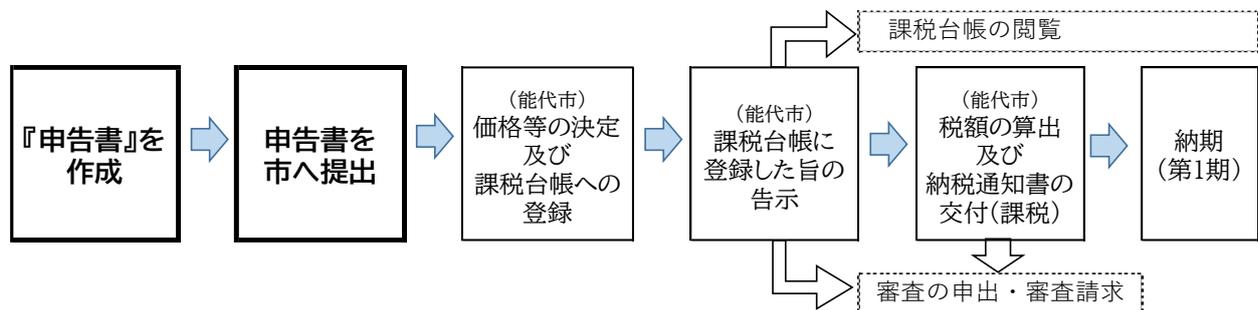
償却資産とするもの：①特定の生産または業務用の設備のもの

②構造的に家屋と一体でないもの（取り外しが容易であるもの）

③家屋自体の効用を高めないもの

④屋外構築物

2 申告から納税までの流れ



※課税台帳の閲覧及び審査の申出等については、11ページをご確認ください。

3 申告について

(1) 申告していただく方

1月1日現在、能代市内に事業の用に供することができる償却資産を所有している方です。申告は資産が免税点未満（課税標準額の合計が150万円未満）の方、前年中に資産の購入や廃棄がない方、資産の入れ替えがない方も必要です。廃業・転出等の場合は、申告書の備考欄に記入の上、提出してください。

(2) 申告内容及び提出していただく書類

区分	提出書類等	提出する書類	申告内容
はじめて申告される方		<ul style="list-style-type: none"> 償却資産申告書 種類別明細書 (増加資産・全資産用) 	1月1日現在、市内に所有する全資産
前年度申告された方		<ul style="list-style-type: none"> 償却資産申告書 種類別明細書 	<ul style="list-style-type: none"> 前回申告後に増加・減少のあった資産 前回までの申告において未申告となっていた資産 申告済みの資産に修正が生じた場合 <p>※市から送付された種類別明細書に増加または減少資産を記入してもかまいません。</p>

(3) 電算申告される方

電算申告される方は、以下の要件を全て満たす書類を提出してください。

- ・「償却資産申告書」及び「種類別明細書」が総務省令で定める（当市が郵送した申告書と同様の）様式であること。
- ・全資産について1月1日現在の評価額を記し、申告書の下段についても計算結果を記入すること。
- ・「全資産」と共に「増加資産」、「減少資産」の明細が添付されていること。

(4) 申告対象となる資産

1月1日現在、事業の用に供することができる資産です。なお、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- ・償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- ・建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ・遊休又は未稼働の資産
- ・改良費（資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区別します）
- ・福利厚生のために供するもの
- ・使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に償却しているもの（法人のみ）
- ・租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

(5) 申告対象資産の留意事項

① 少額資産

	取得価格	国税 (法人税・所得税)	固定資産税 償却資産申告
個人	10万円未満	必要経費	不要
	10万円以上20万円未満	3年一括償却	必要
		減価償却	
20万円以上30万円未満	減価償却		
法人	10万円未満	損金算入	不要
		3年一括償却	必要
		減価償却	
	10万円以上20万円未満	3年一括償却	不要
		減価償却	必要
20万円以上30万円未満	減価償却		

② リース資産

契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
賃借期間が自由に選択できる、期間満了と同時に資産は回収など。	申告不要	申告必要
所有権留保付割賦販売等、リース後に資産が使用者の所有物となるような場合。	申告必要	申告不要

③ 建物を賃借されている方（テナント）が施した内装等

テナントが施した下記の資産、家屋の附帯設備（電気、給排水、空調設備など）や内部造作でその事業に用いている場合は、テナントが所有する償却資産（特定附帯設備）として申告する必要があります。

- ・木造家屋：外壁、内壁、天井、造作、床、建具
- ・非木造家屋：外周壁骨組、間仕切骨組、外部・内部・天井・屋根仕上、建具

④ 課税対象となる車両

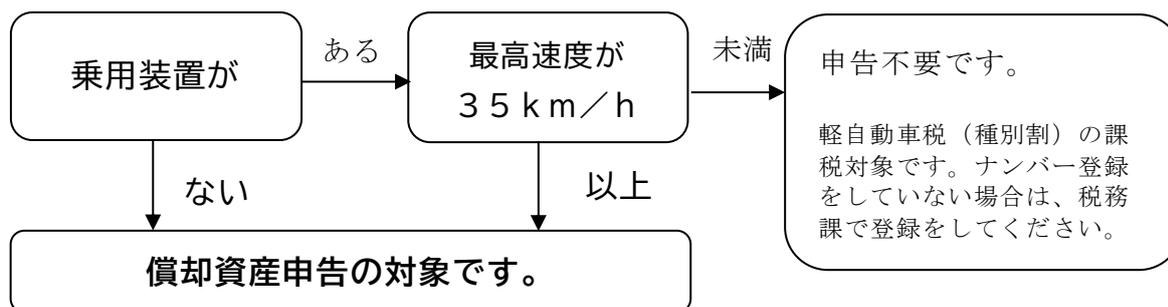
大型特殊自動車は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。下記に記載されている車両は大型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告が必要です。ナンバーの登録の有無にかかわらず、すべて申告してください。

※ただし、同種の車両であっても、下記表右の要件にすべて該当しない場合は、小型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車の登録が必要です。

<道路運送車両法施行規則第2条別表第1より>

大型特殊自動車の種類	自動車の構造および原動機	大型特殊自動車の要件（償却資産対象）
一般用建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に 1つでも該当する場合は 、大型特殊自動車です。 ①最高速度 <u>15 km/h超</u> ②長さ <u>4.7 m超</u> ③幅 <u>1.7 m超</u> ④高さ <u>2.8 m超</u>
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が <u>35 km/h以上</u> の場合は大型特殊自動車です。 ※35 km/h未満の場合は、小型特殊自動車です。
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	すべて大型特殊自動車です。

【農耕用作業車フローチャート】



【大型特殊自動車の分類番号】

大型特殊自動車ナンバー登録をしている場合の「分類番号」は次のとおりです。

- ・建設機械：「0」、「00～09」、「000～099」
- ・建設機械以外のもの：「9」、「90～99」、「900～999」

(例)

建設機械

秋田 099
あ 52-XX

建設機械以外

秋田 90
あ 52-XX

⑤ 固定資産税の賦課期日（1月1日）と事業年度

決算日から賦課期日（1月1日）までの資産の増減についても申告漏れのないように注意してください。

《例》9月末日が決算日の場合は、令和6年10月1日から令和7年1月1日までの資産の増減も申告してください。

⑥ 消費税等の取扱い

消費税等を取得価額に含めて税務会計を行っている場合（税込経理方式）は、消費税等を含めた取得価額で申告してください。

(6) 申告の対象とならない資産

- ・土地や家屋として、固定資産税が課されているもの
- ・自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）の課税対象となるべきもの
(工場内のみで使用し、公道を走らない等、実際に自動車税(種別割)等が課税されている必要はありません。7ページにある大型特殊自動車は、申告が必要となります。)
- ・無形固定資産（ソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権、営業権等）
- ・繰延資産（開業費、試験研究費等）
- ・棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- ・非減価償却資産（書画、骨董等で希少価値を有し代替性がないもの）
- ・平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの。
- ・自己所有の建物を通常の維持管理から改修した場合の費用

(7) 国税との比較

国税（法人税・所得税）と地方税（固定資産税（償却資産））の取扱いの主な違いは下記のとおりです。

項目	国 税 (法人税・所得税)	地 方 税 償却資産（固定資産税）
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	一般の資産は定率法、定額法の選択制度	一般の資産は定率法
前年中の新規取得資産	月割償却（一定の場合は簡易償却）	半年償却（1／2）
圧縮記帳の制度	認める	認めない
特別償却・割増償却	認める	認めない
増 加 償 却	認める	認める
評価額の最低限度	1円	取得価額の100分の5
改 良 費	合算評価	区分評価

(8) 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告されない場合や虚偽の申告をされた場合は、過料又は罰金が科せられることがあります。

(9) 申告内容Q & A

Q. 確定申告をしましたが、市役所にも申告が必要ですか。

A. 必要です。税務署には、国税の申告をしますが、償却資産の申告は固定資産税（市税）の課税のために申告をお願いいたします。

Q. 国税の申告で減価償却していない資産がありますが、償却資産申告の対象ですか。

A. 対象です。減価償却していなくても、減価償却が可能な資産については申告が必要です。

Q. 耐用年数を過ぎた資産は、申告しなくてもいいですか。

A. 申告が必要です。耐用年数を過ぎていても、1月1日現在事業用に使用しているものや、使用できるものは、申告の対象となります。

Q. 1つの資産を事業でも家庭でも使用しています。どのように申告したらいいですか。

A. 固定資産税では取得価額の按分は認められていないため、その資産の取得価額の全額を申告してください。

4 評価及び課税

区 分	説 明								
納税義務者	令和7年1月1日現在、償却資産を所有し、償却資産課税台帳に登録されている方です。								
賦課期日	毎年1月1日が賦課期日となり、その年の途中で機械等を滅失してもその年度は課税されます。								
評 価 額	申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基に計算し評価額を算出します。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産取得時期</th> <th>評 価 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年中に取得</td> <td>取 得 価 額 × 減 価 残 存 率 (前年中取得のもの)</td> </tr> <tr> <td>前年前に取得</td> <td>前年度評価額 × 減価残存率 (前年前取得のもの)</td> </tr> </tbody> </table>	資産取得時期	評 価 額	前年中に取得	取 得 価 額 × 減 価 残 存 率 (前年中取得のもの)	前年前に取得	前年度評価額 × 減価残存率 (前年前取得のもの)		
	資産取得時期	評 価 額							
	前年中に取得	取 得 価 額 × 減 価 残 存 率 (前年中取得のもの)							
前年前に取得	前年度評価額 × 減価残存率 (前年前取得のもの)								
(注) 取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。									
課税標準額	令和7年1月1日現在の償却資産の評価額で償却資産課税台帳に登録されたものです。課税標準の特例の適用がある場合には、適用後の額が課税標準額です。(千円未満切り捨て)								
税 率	税率：1.4 / 100								
税 額	課税標準額 × 税率 (1.4 / 100) ※税額は百円未満切り捨て								
免 税 点	課税標準額が150万円に満たない場合は課税されないため、納税通知書を交付しません。								
納 期	土地・家屋と合算し、4回に分けて納付していただきます。								
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1期(全期)</td> <td>令和7年 6月 2日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>令和7年 7月 31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>令和8年 1月 5日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>令和8年 3月 2日</td> </tr> </tbody> </table>	第1期(全期)	令和7年 6月 2日	第2期	令和7年 7月 31日	第3期	令和8年 1月 5日	第4期	令和8年 3月 2日
	第1期(全期)	令和7年 6月 2日							
	第2期	令和7年 7月 31日							
	第3期	令和8年 1月 5日							
第4期	令和8年 3月 2日								
※納期が市の休日等に当たる場合は、市の休日等の翌日が納期限となります。									

5 非課税及び課税標準の特例

(1) 非課税となる資産

生活保護法による保護施設、児童福祉法による児童福祉施設、老人福祉法による老人福祉施設等、地方税法に規定する一定の要件を備えた償却資産については、収益事業に係る部分を除いて固定資産税が課税されません。該当する資産がある場合は、「非課税適用申告書」と非課税内容に係る資料の提出が必要になります。

(2) 課税標準の特例が適用される資産

地方税法附則第15条規定の課税標準の特例により、再生可能エネルギー発電設備や先端設備等認定設備について、固定資産税が軽減される場合があります。該当する資産を取得された方は、償却資産申告書と一緒に「固定資産税(償却資産)特例適用申告書」を提出してください。

対象設備や適用要件、手続き等の詳細については、市のホームページ「償却資産の申告について」をご覧ください。

(3) 過疎地域における課税免除

市では産業の振興により市の発展を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等に基づき、「能代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」を制定しています。これにより令和3年4月1日から令和9年3月31日までに取得された事業用資産について、申請により固定資産税の課税免除が受けられる場合があります。対象となる事業や要件判定、手続き等の詳細については、市のホームページ「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る課税免除」をご覧ください。お問い合わせください。

6 課税台帳の閲覧及び審査の申出

申告及び調査に基づいて償却資産の価格等が決定され、償却資産課税台帳に登録されます。4月1日（土日祝日を除く）からは、関係者へ閲覧に供します。

この価格に不服がある方は、所定の期間内に文書をもって審査の申し出をすることができます。

7 実地調査のお願い

申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第354条の2の規定により所得税又は法人税に関する書類を閲覧し、地方税法第353条及び第408条の規定により実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いする場合もあり、地方税法に基づき追加課税となる場合もあります。

8 償却資産申告書の記入方法

はじめて申告される方

下記の手順のとおり記入してください。

資産がない場合は、＜18.備考＞欄の「3.該当資産なし」に○をつけてください。

4. 事業種目(資本金等の額)
 ・事業の内容を具体的に記入してください。
 (複数ある場合は主たる事業種目)
 ・法人の場合は、資本金又は出資金の金額も記入してください。

3. 個人番号または法人番号
 個人の方は12桁の個人番号(マイナンバー)を、法人は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。

申告年度の「7」を記入してください。

令和 **7**

1. 住所(又は納税通知書送達先)
 主たる事務所等の所在地を記入してください。それ以外の事務所等で固定資産税に関する事務を行っている場合は、当該事務所等の所在地を記入してください。

2. 氏名
 ・氏名(ふりがな)を記入してください。
 ・所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名(あれば屋号)を記入してください。

印字された住所、氏名の内容に変更があった場合は、二重線で訂正してください。

取得価格
 (イ)前年前に取得したもの
 前年以前に取得した資産の取得価格の合計額を種類別に記入してください。
 前年に申告されている場合は、前年の申告内容が印字されています。
 (ロ)前年中に減少したもの
 (イ)のうち、前年中に売却や減失等で減少した資産の合計額を種類別に記入してください。
 (ハ)前年中に増加したもの
 前年中に取得した資産の取得価格の合計額を種類別に記入してください。
 ※申告漏れや移動によって受け入れた資産については、(ハ)欄に記入してください。

令和 年 月 日

受付印 能代市長 あて

住所 (ふりがな) 秋田県能代市上町1番3号
 (又は納税通知書送達先) (電話 0185-XX-XXXX)

氏名 (ふりがな) 株式会社能代山本工業
 代表取締役 能代 太郎
 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (屋号)

資産の種類	取 得			価 額		
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの	前年	前年	前年
	十億	百万	千	十億	百万	千
1 構 築 物		1	000 000		0	5 000
2 機 械 及 び 装 置		1	000 000	500	000	1 000
3 船 舶			0		0	
4 航 空 機			0		0	
5 車 両 及 び 運 搬 具			0		0	5 000
6 工 具、器 具 及 び 備 品		5	000 000	1	000 000	500
7 合 計		7	000 000	1	500 000	11 500

資産の種類	評 価 額 (ハ)			決 定 価 額		
	十億	百万	千	十億	百万	千
1 構 築 物						
2 機 械 及 び 装 置						
3 船 舶						
4 航 空 機						
5 車 両 及 び 運 搬 具						
6 工 具、器 具 及 び 備 品						
7 合 計						

企業会計による電算処理の場合のみ記入してください。

9 種類別明細書の記入方法

はじめて申告される方 1月1日現在、市内に所在する全資産を記入してください。

①申告年度を記入してください。

②資産の種類
下記の数字を記入してください。

- 構 築 物 . . . 1
- 機 械 及 び 装 置 . . . 2
- 船 舶 . . . 3
- 航 空 機 . . . 4
- 両 及 び 運 搬 具 . . . 5
- 工 具 、 器 具 及 び 備 品 . . . 6

③資産の名称等
資産の名称及び規格等を記入してください。

④数量
資産の数量を記入してください。

⑤取得年月（年号/年/月）
資産を取得した年月を記入してください。年号は下記のとおり記入してください。

- 令和 . . . 5
- 平成 . . . 4
- 昭和 . . . 3
- 大正 . . . 2
- 明治 . . . 1

⑥取得価額
・当該資産の取得価額を記入してください。なお、取得価額は償却資産を取得するために通常支出すべき金額(引き取り運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、その他事業の用に供するために直接要した費用)を含みます。
・圧縮記帳を行っている場合は、償却資産の評価上認められておりませんので、実際の取得価額を記入してください。

令和 **7** 年度

所有者コード

種類別明細書(増加資産・全資)

行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額
					年 号	年	月	
01	②		③	④				⑥
02								
03								
04								
05								
06								
07								
08								
09								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
小 計								

注意：「年号」の欄は、1. 明治 2. 大正 3. 昭和
「増加事由」の欄は、1. 新品取得 2. 中古品取

⑧耐用年数

- ・減価償却資産の耐用年数等に関する省令に掲げる耐用年数を記入してください。
- ・中古資産について見積耐用年数による場合は、その耐用年数を記入してください。
- ・国税局長の承認を得て短縮耐用年数による場合は、その耐用年数を記入し、必ず「耐用年数の短縮承認通知」の写しを添付してください。

⑨所有者名

氏名または名称を記入してください。

この種類別明細書（増加資産・全資産用）について、総ページ数とそのうち何枚目かを記入してください。

(資産用)

所 有 者 名	⑨	枚のうち 枚目
---------	---	------------

第二十六号様式別表

耐用年数	減価残存率	価 額	課税標準の特例		課税標準額	増加事由	摘 要
			率	コード			
⑦						⑩	⑪
						1・2 3・4	
						1・2 3・4	
						1・2 3・4	
						1・2 3・4	
						1・2 3・4	
						1・2 3・4	
						1・2 3・4	
						1・2 3・4	
						1・2 3・4	
						1・2 3・4	
						1・2 3・4	
						1・2 3・4	
						1・2 3・4	
						1・2 3・4	
						1・2 3・4	
						1・2 3・4	
						1・2 3・4	

電算処理方式により
申告される方のみ
記入してください。

⑪摘要

次のような事項を記入してください。

- ・課税標準の適用がある資産の適用条項
- ・割賦販売資産等地方税法第342条第3項の規定の適用がある資産は、その旨の表示と売主の名称
- ・短縮耐用年数を適用している資産はその旨の表示
- ・増加償却を行っている資産はその旨の表示
- ・ほかの市区町村からの移動等により受け入れた資産については移動年月日
- ・その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

⑩増加事由

該当する増加事由の番号を○で囲んでください。

1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動による受け入れ
4. その他

1 4. 平成 5. 令和 それぞれ年号に対応する数字を記載してください。
2 得 3. 移動による受け入れ 4. その他 のいずれかに○印をつけてください。

9 種類別明細書の記入方法（つづき）

前年度以前に申告された方

前年以前の申告内容が記載されているため、確認してください。

※eLTAXで全資産申告をされた方には同封されません。

①修正

- ・変更等により資産の一部を訂正する場合は、二重線で消し、余白に正しい事項を記入してください。

(例) 耐用年数の修正

数量	取得時期	耐用年数	取得価額（円）	本年度課税標準額（円）	事由	残存サイン
4	430 4	15 10	1,900,000		42	

- ・正しい耐用年数と増減事由欄に「42」と記入してください。

②減少資産

種類	資産の名称 (名称・形式及び規格)				取得価額（円）	本年度課税標準額（円）	事由	残存サイン
	数量	取得時期	耐用年数					
2	○○○○○	1	409 9	14	3,200,000		11	
2	○○○○○	1	415 5	14	2,050,300		12	
2	○○○○○	1	415 9	14	2,007,000		13	

- ・資産名称等に二重線を引き、増減事由に「11～14」のいずれかを記入してください。

※増減事由は、下記の中から該当するものを選んでください。

増加：01. 新品取得、02. 中古品取得、03. 移動による受入れ、04. その他

減少：11. 売却、12. 滅失、13. 移動、14. その他

修正：41. 一部増加、42. その他訂正、51. 価額訂正

③増加資産

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	増加事由	摘要
					年号	年	月				
01	2		コンプレッサー	1	5	5	6	3,550,000	14	<input checked="" type="radio"/> 2	
02	2		クレーン	1	5	5	11	2,899,000	14	<input checked="" type="radio"/> 1	

- ・白紙の種類別明細書（増加資産・全資産用）に、資産の種類、資産名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数を記入してください。

- ・増加事由は「1～4」のいずれかに○をつけてください。

※増加事由は、種類別明細書（白紙）の下部から該当するものを選んでください。

電算処理により申告する場合は、必ず全資産がわかる種類別明細書を提出してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）は、能代市のHPからダウンロードできます。

【参考】 耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数によるものとする定められています。

※耐用年数については、能代市ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

○中古資産の耐用年数

使用可能期間を見積もった年数を耐用年数とすることができますが、見積もることが困難な場合は、次の方法により耐用年数を計算します。

① 法定耐用年数の全部を経過した中古資産

→その法定耐用年数の100分の20に相当する年数

② 法定耐用年数の一部を経過した中古資産

→その法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の100分の20に相当する年数を加算した年数

(例) 法定耐用年数30年の構築物で、建築後12年を経過したものを取得した場合

$(30年 - 12年) + (12年 \times 20 / 100) = 20.4年$ → 残存耐用年数20年

※ 計算した年数が2年に満たない場合は、残存耐用年数を2年とします。

耐用年数に応ずる減価率・減価残存率表 (耐用年数30年までの抜粋)

耐用年数	減価率 (α)	減価残存率		耐用年数	減価率 (α)	減価残存率	
		取得時期				取得時期	
		前年中 ($1-\alpha/2$)	前年前 ($1-\alpha$)			前年中 ($1-\alpha/2$)	前年前 ($1-\alpha$)
				16	0.134	0.933	0.866
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926

※減価残存率表については、能代市ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

提出前に次の確認をお願いします

- 申告書の「1.住所」欄に納税通知書の送付先と連絡先を記入していますか。
- 申告書の「3.個人番号又は法人番号」欄を記入していますか。
- 申告書の「6.この申告に応答する者の係及び氏名」欄を記入していますか。
- 申告書の「18.備考欄」を記入していますか。
- 非課税、課税標準の特例の対象資産を取得された場合は、書類の提出が必要です。
- 種類別明細書の増加資産は、耐用年数を記入していますか。
- 種類別明細書の増加資産は、増加事由の欄（1～4）を記入していますか。
- （電算処理方式の場合）全資産の種類別明細書は添付しましたか。
- （控えの返送をご希望の場合）提出用と控用の2部を用意し、切手を貼った返信用封筒を同封していますか。



©能代市

▽点線で切り取ってお使いください。

016-8501
秋田県能代市上町1番3号

能代市役所 総務部 税務課
固定資産税係 償却資産担当 宛